

令和6年度
(2024年度)

事業計画



社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会

【事業方針】

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け、社会的孤立や生活困窮など、福祉的課題がますます潜在化、深刻化しています。また、令和6年1月1日に発生した能登半島においては、多くの命が失われ、多くの方が避難生活を送っておられます。一日も早い復興を願うとともに、有事の際に対応できる平常時からの気かけあうことのできるつながりや地域の課題解決力を高めておく必要性を痛感するところです。

令和6年度は、第3次近江八幡市地域福祉活動計画の3年目を迎え、身近な地域で見えにくい困りごとを早期に発見し、寄り添い解決に向けて取り組めるよう、学区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、当事者、医療福祉関係者、NPO、企業、行政等と共に、「見守り支えあいネットワーク」の強化に取り組みます。また、「困った時は市社会福祉協議会へ」と気軽に相談いただき、困りごとを受け止め、解決につながる支援ができるよう、行政をはじめ関係機関と連携し、重層的支援体制整備事業に取り組みます。孤立や孤独については、生活困窮の世帯の把握と制度の隙間の対応の検討とともに、身寄りのない人の地域生活を支えるための取り組みとして、成年後見制度にかかる相談などの支援体制整備を含む権利擁護支援の充実に向けた取り組みを進めます。

昨年度、社協の将来を見据え、この先何をめざすのか、そのためにすべきことは何かを考え取り組んでいくために、新たに企画部門を創設し、行政とのパートナーシップの構築や将来のめざすべき方向性の検討や社会福祉法人との連携に向けた検討、職場内の発表会の開催や社協の共通目標の策定などの意識改革に取り組んできました。市社協の柔軟な取り組みを活かしつつ行政と一体的に、地域福祉の推進、相談体制の強化に向けて事務局体制の強化を図りながら近江八幡市における地域福祉の推進により一層取り組んできたいと考えています。

市社協では、在宅福祉サービスを実施しており、社協の実施する福祉サービスの意義を追求するとともに、必要なサービスを災害時や感染症などの有事の際にも実施できる体制づくりに取り組めます。

誰かがではなく、だれもが、できるときに、できる範囲でかかわることのできる総がかりで地域社会づくりに取り組んでいく必要があります。

近江八幡市に暮らす、だれひとり取り残さない、全ての人に居場所と役割がある、地域共生社会の実現に向けて、役職員一丸となって取り組みを進めます。

以下、令和6年度の事業について、重点項目と第3次近江八幡市地域福祉活動計画の項目ごとに計画します。

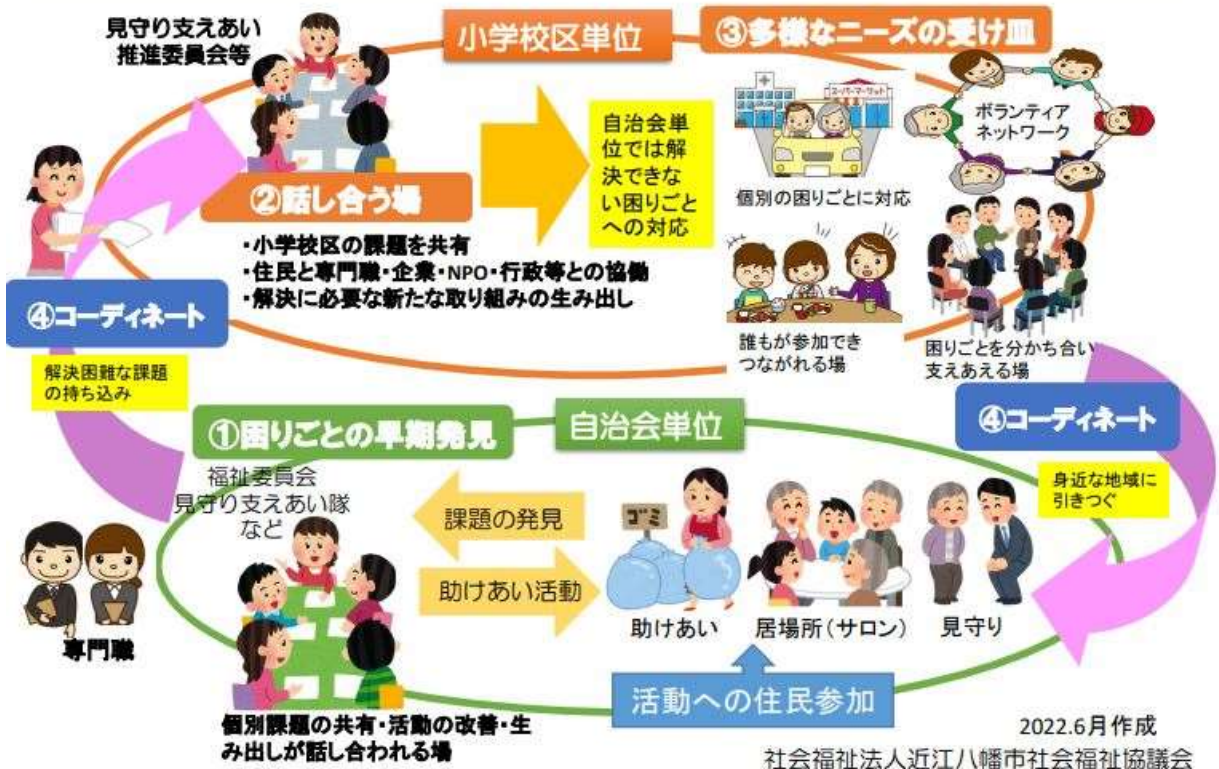
【重点項目】

事業方針を踏まえ、次の項目を重点項目とし、取り組めます。

1. 「見守り支えあいネットワーク」の強化

困ったときに助けてと言える「お互いさん」の地域づくりに向けて、自治会単位の状況に応じた早期発見・早期対応の取り組みや学区の困りごとの受け皿づくりと生活支援の仕組みづくり等に取り組み「見守り支えあいネットワーク」を強化します。

近江八幡見守り支えあいネットワーク



2. 地域福祉を支える人財育成

地域福祉を支える人財育成として、福祉教育の推進や、福祉協力員が民生委員・児童委員と連携し、福祉課題の早期発見ができるよう、身近な地域生活課題に気づくための研修の機会を充実します。また、これまで福祉に関心のなかった人が、関心を持ってもらうきっかけづくりとして、社会福祉大会のあり方を見直し、だれもが気軽に参加できる福祉フェスティバルを開催します。

3. 多様化する福祉課題に対応できる持続可能な地域組織の基盤づくり

令和4～5年度において、「これからの地域福祉推進基盤のあり方検討会」を開催し、多様化する福祉課題に対応できる地域組織の基盤づくりをどのように次の世代につないでいくのかを話しあい、共通する課題と解決に向けての方向性を整理しました。

令和6年度は、具体的な取り組みに向けて、学区単位で地域住民、行政（まちづくり協働課、福祉政策課）とともに検討を進め、地域の実情に応じた体制づくりに取り組みます。

4. だれ一人取り残さない、包括的に相談を受け止める体制づくり

行政と共に、関係機関などとの連携を図りながら、相談を受け止める体制を強化するとともに、困りごとを抱えている人を地域で把握できる体制整備を進めるとともに孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法）と一体となった専門職相談機能強化の体制整備に取り組みます。また、地域に根ざして相談活動を行う民生委員・児童委員との連携を一層強化します。身寄りのない人の地域生活を支えるための取り組みとして、成年後見制度にかかる相談等の支援体制整備を含む権利擁護支援の充実に向けた取り組みを進めます。

5. 地域と連携し、個々の利用者に合わせた支援を行う体制の強化

重層的支援体制整備事業において、社協内の福祉専門職が地域と密に連携し、福祉課題を抱えた利用者が地域において、望む生活が実施できるようにするための学びの機会づくりを目的に個別支援を担当する職員と地域支援を担当する職員が、利用者が地域社会とつながるためにできることを話しあう地域共生プランニング会議に取り組みます。

6. 生活困窮世帯の把握と制度の隙間の課題への対応

生活福祉資金貸付世帯の現況把握とフォローアップ体制を強化し、制度だけでは解決できない困りごとの相談に対応します。

7. 持続可能な組織運営体制づくり

令和5年度に在宅福祉部門の各事業所において事業継続計画（BCP）を策定しました。災害時や感染症などにも対応できる持続可能な組織運営づくりに向けて、事業継続計画に基づく訓練や感染症対策委員会の設置などに取り組みます。

8. 事務局体制の強化

行政と一体となって、多様化複雑化する地域福祉課題の解決に向けて一層取り組んでいくため、社協の将来を見据え、専門性を有した相談体制の構築、地域福祉コーディネーターの配置、未来につながる支えあいの基盤・地域組織づくりができるよう採用計画に基づいて計画的に採用を行い、地域福祉を推進する事務局体制の強化を図ります。また、今後継続して組織運営の基盤強化を図るため、発展強化計画を策定します。

令和6年度近江八幡市社協事業計画

1. おたがいを思いやるまちをめざします

～人づくり～

(1) 一部の人だけではなく、みんなが関わり、ともに歩める地域にしたい

①福祉活動につながる情報発信

- 1) 広報誌の発行（全戸配布年6回）・声の広報発行（年6回）
- 2) 地域福祉活動啓発リポーターによる地域福祉活動の発信
- 3) ホームページやフェイスブック、インスタグラム等での情報発信の充実
- 4) 福祉フェスティバル（社会福祉大会）の開催【新】

②地域福祉リーダーの育成

- 1) 学区ごとの福祉協力員研修会の開催支援
- 2) 福祉協力員ステップアップ研修会の開催
- 3) 生活支援グループ交流会の開催
- 4) 子ども食堂情報交換会の開催
- 5) おうみはちまん親子応援プロジェクト「ぱびぷぺぽ」の活動支援

③ボランティア活動のきっかけづくり（活動支援）

- 1) ボランティアセンター運営に関する協議の場づくり
- 2) 活動に関する活動・相談・組織化・コーディネート・情報提供等の支援
- 3) 活動者同士の知識や経験の交流の場づくり
- 4) 活動や社会参加のきっかけとなる学びの場づくり（ボランティア講座）
- 5) ボランティア保険の手続き

(2) 違いを認め合い、「おたがいさんを次の世代に伝え、「助けて」と言える地域にしたい

①地域共生社会の実現に向けた福祉教育、啓発活動の実施

- 1) 学校や地域の福祉団体と連携した福祉教育の推進
- 2) 福祉教育の推進に関する協議の場づくり（地域福祉推進委員会）

- 3) 赤十字奉仕団による福祉学級の開催支援、福祉学級助成
- 4) おたがいさんの地域づくり出前講座の実施
- 5) 社会福祉士実習生の受け入れ

2. 参加とつながりによる支えあいのまちづくりをめざします ~つながりづくり~

(1) 思いを語りながら、誰もが自由に集まり、学べる場がある地域にしたい

①協議・協働のための話し合いの場づくり

- 1) 学区単位の見守り支えあい推進委員会の開催(地域、当事者、医療福祉専門職、NPO、企業、行政等との協働のための体制強化)
- 2) 地域福祉推進委員会の開催(市域)

②日常生活圏域における多様な人が集う地域拠点づくり

- 1) 困りごとへの相談および対応に向けた福祉専門職との連携の仕組みづくり

③社会福祉法人との連携強化

- 1) 地域住民と専門職との出会いの場づくり
- 2) 社会福祉法人との連携強化

④行政・関係機関との連携

- 1) 企業・市民活動団体との福祉課題解決のためのネットワークづくり
- 2) 企業等との連携による困りごとの早期発見活動の推進(見守りあい協定締結等)
- 3) 企業との連携によるフードドライブ活動の取り組み(実験事業)
- 4) 福祉団体助成の実施
- 5) 団体事務局の受託(市民児協・市赤十字奉仕団)
- 6) 地域福祉推進事務局会議の開催(行政との情報共有)
- 7) 大学・専門学校と連携した取り組み

⑤身近な地域で子どもから大人までつながれる居場所づくりの推進

- 1) 身近な地域の居場所づくりの立ち上げ・運営支援(自治会単位・学区単位)、地域共生型広域居場所づくり助成
- 2) 子どもの居場所づくり(子ども食堂・学びの広場)の活動支援(立ち上げ支援、継続支援、子ども食堂ネットワークづくり助成)

- 3) 地域子育て支援拠点事業（あいあいの家）の実施（市委託事業）
- 4) レクリエーション備品の貸出

（2）一人ひとりができることを活かして、喜びやつながりが実感できる地域にしたい

①身近な地域の見守り支えあい活動の推進

- 1) 自治会単位の見守り支えあい活動の推進（新規支援・継続支援）
- 2) 見守り支えあい活動未実施自治会への働きかけ
- 3) 福祉協力員、民生委員児童委員の活動支援
- 4) 見守り支えあい活動マップの作成
- 5) 移動外出支援車両（ささえあい号）貸出事業
- 6) 福祉専門職との連携に向けた見える化ツール地域資源マップの作成【新】
- 7) 地域における見守り力強化に向けた研修ツールの開発【新】

②社会参加できる場づくりの推進

- 1) 社会参加できる場の拡大に向けた企業、事業所等との連携

③困りごとを抱えた方同士が安心して過ごせる居場所づくり

- 1) 暮らしづらさを抱えた方の中間的な居場所づくり「ねこの手」
- 2) ひきこもりの家族の交流の場づくり
- 3) 学区域で介護者や障がいのある方等同士等が交流できる場づくりの推進

④当事者組織の活動支援

- 1) 当事者組織への情報提供、連携強化

3. 安心して暮らせるまちをめざします ～基盤づくり～

（1）困った時に身近に相談できる人がいて、必要な人に支援が届く地域にしたい

①つながりから困りごとを受け止め、スムーズに専門職につなげる仕組みづくり

- 1) 心配ごと相談事業の実施（平日の偶数日）
- 2) 学区域の相談拠点づくり

地域相談力はぐくみモデル事業助成等

(定期的な相談窓口の設置・困りごとを抱えている当事者同士の居場所・電話訪問・困りごと解決の仕組みづくり、中間的居場所づくり等)

- 3) 地域相談員研修会の開催
- 4) 福祉の困りごと相談(常設)
- 5) 生活困窮世帯支援事業(食糧等支援)
- 6) 生活福祉資金貸付事務(特例貸付利用者フォローアップ支援業務、市小口資金補助業務を含む)
- 7) 就労準備支援事業(市委託事業)
- 8) 地域福祉権利擁護事業の実施および啓発活動
- 9) 重層的支援体制整備事業[参加支援・アウトリーチ・地域づくり事業](市委託事業)
- 10) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業(重層的支援体制整備事業)(市委託事業)【新】
- 11) タブレットを活用した市民生委員児童委員協議会との連携強化【新】
- 12) 権利擁護支援の充実に向けた取り組みの実施【新】
- 13) 内部連携強化のための会議の開催(地域共生プランニング会議)【新】

(2) 暮らしを支えるコミュニティ基盤が持続できる地域にしたい。

①見守り支えあいネットワークの推進

- 1) 見守り支えあいネットワークの推進(3カ年アクションプランの推進)
- 2) 学区たすけあいサポートセンター(学区単位的生活支援活動・学区ボランティアセンター等)の体制づくり

②複雑多様化する福祉課題に対する地域コミュニティの基盤づくり

- 1) 学区社協の活動支援・基盤強化、学区社協助成
- 2) 学区社協会長会、地域福祉推進員連絡会、学区社協交流会の開催
- 3) 学区における地域福祉推進基盤のあり方の検討【新】
- 4) 学区ごとの福祉計画策定支援
- 5) 地域福祉活動推進強化のための助成事業の実施

③災害支援の仕組みづくり

- 1) 災害ボランティアセンターの体制づくり(運営連絡協議会・運営訓練実施等)
- 2) 当事者・支援団体を交えたネットワークづくりの推進
- 3) ICTを活用した災害時の迅速な情報共有に向けた取り組み
- 4) 災害ボランティア講座の開催
- 5) 福祉活動と防災活動の連携支援
- 6) 被災地支援の取り組み

④社会福祉協議会の基盤づくり

市社会福祉協議会の運営にかかる基盤の強化を図ります。

会務の運営

- 1) 理事会、評議員会
- 2) 委員会の設置（感染症対策委員会の新設）
- 3) 財務管理（経理）
- 4) 職員研修
- 5) 情報管理（個人情報保護、情報公開、情報管理システムの構築）
- 6) 会費（一般・賛助）、善意銀行、広告募集

基盤強化

- 1) 地域福祉推進体制の強化（学区担当職員の配置）
- 2) 地域福祉活動の推進のための財源確保（一般会費、賛助会費、善意銀行、共同募金、広告募集）
- 3) 赤い羽根共同募金運動の啓発強化（オリジナルバッジデザイン募集）【新】
- 4) 第3次地域福祉活動計画の進捗管理（3か年アクションプラン含む）
- 5) 福祉充実計画の推進
- 6) 発展強化計画の策定【新】
- 7) 行政とのパートナーシップの構築（定例協議の実施等）
- 8) 市社協内部の連携強化（職員連絡会議の開催等）
- 9) 地域課題や災害及び感染症等に対応できる持続可能な組織運営づくり
BCP シュミレーション訓練の実施【新】
- 10) 法人の健全経営
- 11) 企画推進サポートチームの運営
- 12) コンプライアンス体制の強化
- 13) 職員提案制度の実施
- 14) 人事考課制度の導入に向けた取り組み
- 15) 先進地視察研修の実施
- 16) 処遇改善に向けた取り組み
- 17) 採用計画に基づく新規採用

《苦情解決・虐待防止の実施》

- 1) 第三者委員会の設置
- 2) 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置および研修の開催

《施設運営管理》

- 1) 市総合福祉センター管理運営事業（市委託事業）

⑤在宅福祉サービス等の実施

高齢者や障がい者が住みなれた地域で暮らし続けるために、それぞれの生活に寄り添

った支援を行います。また、社協では、地域福祉活動や相談支援等の幅広い機能と介護サービスの連携をはかり、人とのつながりを保ちながら、生きがいを持って暮らし続けることをサポートします。

《介護保険事業》

1. 居宅介護支援事業

行政および地域包括支援センター、医療機関、その他関係機関と連携し、高齢者が在宅にて自立した生活を送れるよう、地域の資源の活用も含めた居宅サービス計画書の作成や介護保険の相談業務を行います。

1) 居宅介護支援事業所

2. 通所介護事業

利用者の立場に立った適正な事業を実施し、心身機能や機能訓練、口腔機能などの生活の質の向上を図り、社会的孤立感の解消および家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援します。また、地域に必要とされる運営のあり方を検討します。

1) デイサービスセンターひまわり

3. 訪問介護事業

日常的に介護を必要とする利用者の生活を支え、その家族を支援し、自立支援を目的としたホームヘルプサービスを提供します。

1) ヘルパーステーションあづち（通院などの乗降介助含む）

《障がい福祉サービス》

1. 相談支援事業

障がい福祉サービスを利用される方の心身の状況や生活環境に応じて、ご本人やご家族の意向をもとに「サービス等利用計画」を作成します。その他、生活に必要な情報提供、相談支援や各サービス提供事業所との連絡調整を行います。

1) 相談支援事業所

2. 介護給付事業

障がいのある方を対象に自立支援を目的としてホームヘルプサービスを提供します。

また、視覚障がいのある方の移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。

1) 居宅介護事業所〔ホームヘルプサービス〕（通院等の介助含む）

2) ガイドヘルプひまわり

《高齢者支援に関する事業》

1. 高齢者支援に関する事業

公共交通機関の利用困難な要介護高齢者を対象に通院（介助）、送迎や、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に公的サービスでは対応できないサービス等に対応します。

1) 福祉輸送事業

- 2) 生活支援事業
- 3) 車いすの貸出事業
- 4) 軽度生活支援事業（市委託事業）

《障がい児者支援に関する事業》

1. 手話通訳事業

聴覚障がい者のコミュニケーション支援のため、手話通訳サービスを実施します。

- 1) 手話通訳者設置派遣事業（委託事業）

《育児支援に関する事業》

1. 多胎児家庭育児支援事業

ホームヘルパーが自宅を訪問し、家事および育児の支援を行います。

- 1) 多胎児家庭育児支援事業（市委託事業）